

第2の2 屋内消火栓設備（易操作性1号消火栓）の技術基準

1 加圧送水装置

加圧送水装置は、第2屋内消火栓設備の技術基準2の規定によるほか、次によること。

易操作性1号消火栓のノズル・開閉弁・消防用ホース等の摩擦損失水頭は、認定評価時に算定され機器の仕様書に明示されている数値とすること。★

2 水源等

水源等は、第2屋内消火栓設備の技術基準3の規定によること。

3 配管等

配管等は、第2屋内消火栓設備の技術基準4の規定によること。

4 配線等

配線等は、第2屋内消火栓設備の技術基準5の規定によるほか、次によること。

天井設置型消火栓の降下装置を壁、柱等に設置する場合、降下装置と当該天井設置型消火栓の間の配線は、第2屋内消火栓設備の技術基準5の規定を準用する。◆

5 屋内消火栓箱等

屋内消火栓箱等は、令第11条第3項第1号イ、ロ、規則第12条第1項第1号から第3号及び屋内消火栓設備の屋内消火栓の基準（平成25年消防庁告示2号）によるほか、次によること。

(1) 易操作性1号消火栓の位置は、第2屋内消火栓設備の技術基準6(1)の規定を準用する。◆

(2) 天井設置型消火栓を設置する天井面の高さは、当該天井設置型消火栓の品質評価における範囲内とすること。◆

(3) 易操作性1号消火栓は、品質評価品を用いること。★

(4) 設置方法は、次によること。

ア 標示及び灯火は、規則第12条第1項第3号、第2屋内消火栓設備の技術基準2(6)、6(2)イ(7)、(ウ)及び(エ)の規定によること。

イ 1号消火栓を設置する場合にあつては、努めて易操作性1号消火栓とすること。◆

なお、令第11条第3項第1号に定める防火対象物以外のもので、可燃性物品を多量に貯蔵し、取り扱うものについては、努めて1号消火栓を設置

置すること。◆

ウ 原則として同一防火対象物には、同一操作性のものを設置すること。

◆

エ 消火栓箱内に連結送水管を設置する場合には、品質評価品を使用すること。◆

- (5) 天井設置型消火栓等は、地震動及びホース延長時の衝撃等により脱落しないよう、床スラブ等の構造材に堅固に取り付けること。◆

6 凍結防止

第 2 屋内消火栓設備の技術基準 7 の規定を準用する。◆

7 非常電源

第 23 非常電源設備の技術基準によること。★

8 総合操作盤

第 25 の 2 総合操作盤の技術基準によること。